

●京都府議会決算特別委員会、警察、府民労働、監査、人事委員会の 書面審査の概要をご紹介します。

## 2002 年決算特別委員会警察書面審査 2002 年 11 月 8 日

### 梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区）

#### ヤミ金融被害防止に、強力な取組みを

不況、リストラ、自己破産など生活が大変。そんななかで、「スピード振込、テレホンキャッシング、過去事故有の方、債務過多の方にもご用意します、5万円まで」というチラシ。また、「家具または電化製品で、即日現金三万円より」「当社はサラ金などの金融業者ではありません」ということで、物をいったん買ってリースするという、貸金業法に触れないような形での手口もあり、私どもの生活相談所にたくさん相談がある。最近の例では、自己破産した人のところに「1日3通もハガキが送られてきている。また、『3万円、5万円』ということでつい借りてしまった。知らないはずなのに、1週間たったら職場に電話がかかってくる。妹の所に電話がいく。自己破産者のリストが出まわっている。悪質だ。警察での対応が必要だ。

今年4月24日の衆議院の内閣委員会で、わが党の佐々木議員が質問で、「警察に訴えると、『それは民事なので介入できない』と言っている事例があるが、それは犯罪ではないか」という質問に、警察庁の生活安全局長が答弁をしている。「警察法令に抵触する事案については、的確な捜査をおこなうよう指導している」。また、「刑罰法令に抵触しない事案でも、個々の事案に応じていろいろな指導をする。警告をする。適切な措置を講ずるようにしていきたい」ということで、7月には都道府県警察本部に通知を出している。

こういう事例が京都府でもたくさん増えてきているが、どの程度の件数か。また、各警察署へどういう形で通知しているか。さらに京都での特徴はどうか。

**【生活安全部長】** 9月末で貸金業者による高金利事案など8件9人を検挙。そのうちヤミ金融は4件5名。内容は、一つはキッシュ宅配の無登録、高金利、二つは自動車の名義を悪用した無登録、高金利、さらにテレホンカードを利用した無登録など。

広報、啓発については、府察のホームページで「ヤミ金業者に気をつけて」という表題で、相談窓口の案内、ヤミ金業者の特徴、相談内容、最近の金融関係相談の特徴、留意点などをのせ、各警察署でも、ミニ広報紙や防犯教室の開催などしている。警察110番（414-4110）、警察安全110番（441-8580）、悪質商法110番（451-9449）。さらに各警察署の生活安全課相談係の窓口で対応している。

#### **【梅木】**

印象としては、検挙件数が少ないように感じる。宇治署や城陽署に、相談に行った方の話によると、「大変だ。検挙しよう」というようになっていない、対応が弱いと思う。「業者と話をしてみてももらいなさい」という態度だ。弁護士さんなどでつくっておられるクレサラ

対策協議会で言われていることは、ヤミ金業者に「警察に被害届を出した。あなたは貸金業法違反、出資法違反だ」と言ったら、相手が引いていく、被害者が相手にきっちり言うことが大きなポイントになっている。これを考えると、相談があった場合、「被害届を出しなさい、こういうふうに対処しなさい」と言うとともに、被害が拡大しないような対応を要望する。特に東京の業者が多いので、東京の方との関係はどうなっているのか。

**【生活安全部長】** 京都でも相談体制をとっており、指導、検挙している。他府県の業者でも積極的な検挙をしている。

**【梅木】**

犯罪であるとわかっているのにやっている悪質な業者に対する強力な取組みと、他府県との連携を要望する。

## 太田勝祐（日本共産党、京都市西京区）

### 産業廃棄物の不法投棄について

初めに産業廃棄物の不法投棄について伺う。①今年不法投棄事件の特徴と件数、②暴力団のかかわっている事件の件数、③条例の検討、すでに骨子が発表されているが、現場でみなさんが苦勞されているが、条例に盛り込むべき内容についてどう考えているか。④この間、京都府が告発した事件は何件か。⑤伏見の大岩街道の不法投棄について、廃棄物処理法違反で刑事告発されているが、見解はどうか。今後の方向はどう考えているか。⑥府の不法投棄対策室と府警察本部との連携はどうなっているか。

**【生活安全部長】** 本年9月末現在で廃棄物処理法違反47事件、140件、170人を検挙。昨年比で件数、人数とも増加。うち約8割の116件、137人が不法投棄。特徴は、コンクリート片を捨てて土をかぶせたものや、他府県の業者が搬入してきたものなどがある。47事件中12件が暴力団関係。府からの告発は本年3件。不法投棄規制条例案は府の前向き姿勢がでたものと思う。他府県との連携は、合同調査もしており、宇治・炭山の不法投棄に対しては滋賀県警とも連携した。大岩街道については、先月末、所要の捜査をしている。

**【太田】**

産廃の不法投棄は、悪質・巧妙なものが多い。暴力団の排除が法改正で決められた。府は業者の許可の取り消しができるが、警察の取締との関係はどうか。また、大岩街道について行政の告発がない点をどう考えているか。

**【刑事部長】** 平成12年の法改正で暴力団排除の条項、警察本部長の知事への意見陳述の規定が設置された。許可申請時、府等の関係機関と連携をとり、暴力団排除に努めている。

**【生活安全部長】** 昨年4月に府対策室がつくられたが、現在警察から2名を派遣している。

**【太田】**

これから条例ができるが、不法投棄のいっそうの取締を要望する。また、大岩街道については厳正な捜査を要望する。

### 過積載車両は危険、厳正な取締を

**【太田】**

二点目は過積載車両について。山科区から伏見区に至る外環状道路で、制限積載量を超え

る金属スクラップを積んだ車が通っているが、一般車両の通行も多く、坂道などでは非常に危険。安全対策上どうか。道路交通法 57 条の制限の違反ではないか。山科署での取締状況はどうか。

**【交通部長】** 外環については詳しくは把握していないが、本年8月と10月の調査では、昼間で1時間当たりの全交通量 2169 台、うち大型貨物自動車は 170 台、夜間は1時間当たり全交通量 873 台、うち大型貨物は 208 台。法 57 条の取締は10月末で 655 件検挙。伏見、山科署管内の数字は手持ち資料がない。今後とも、取締は、外環も含め主要幹線でおこないたい。

#### **【太田】**

過積載の問題について、私は10月20日に調査をしたが、30分で7台の過積載があった。信号で停止のときに通常の加速ができない状況だ。特に伏見、山科では多く見られるが、厳正な取締を要望する。

## **上坂愛子（日本共産党、長岡京市・乙訓郡）**

### **国道 171 号（向日町警察署管内）と周辺道路の安全対策を**

10月19日に国道171号線の大山崎町内で死亡事故があったが、非常に事故発生の多い危険な場所だ。来年には大山崎インタージャクションが開通の予定だが、現在5万台近くの車が通行する171号は開通で約2万台の出入り、久御山方面からの国道478号線の交通量増加で171号の渋滞が心配される。安全対策を考えているか。いまでも渋滞で住宅街に相当車が流れてきているが、大山崎団地への通過車両を通さない対策が必要だがどうか。また、大山崎中学、長岡京市の中学の通学路の安全対策をどう考えているか。さらに、インターへの乗り入れの車の誘導はどうか。過日向日町署が看板を設置したが、看板設置だけでは対策にならない。

**【交通部長】** 1号、9号、24号で次々事故が発生、5年間の死亡事故は夜間、歩行中、歩行禁止場所が多く、多発路線に指定している。府内全体では、薄暮、高齢者、歩行中などが多く、広報啓発、交差点改良、減速帯の設置につとめている。19日に死亡事故が発生、その後も3件発生、4名死亡。大山崎インタージャクション開通に伴う対策は、関係機関で連絡会をつくっており、予測交通量に基づいて適切誘導につとめたい。団地への流入抑制は、住民の要望を踏まえて対応したい。

#### **【上坂】**

近くに「イオン」の倉庫も建設され、1日に200台のトラックが出入りする。171号の西から東へと公共施設がはりついており、いっそう危険だ。努力をされているが、「大変」という認識が弱いのではないか。地域住民の意見をよくきいてほしい。交通指導員の配置も含めて対策をとられるよう要望する。

#### **他会派の発言**

- 梅原勲（自民党、綾部市）①警察署協議会（住民が親近感を持つ効果あり）、②交通事故（綾部管内の死亡事故が多い問題）③署長の異動が1年と早すぎる（要望）
- 植田喜裕（自民党、中京区）①ギンギン族と暴走族対策（取締強化）、②木屋町等の客引

きとピンクビラ対策、③駐車場（飲食店街の従業員用駐車場の設置を）

●**小巻實司（自民党、下京区）**①警察署と行政区（下京区が4つの警察署に分かれている問題）、②運転免許証交付場所（下京区の東部に設置を）、③暴走族取締条例（制定を）

●**大橋健（民主・府民連合、福知山市・天田郡・加佐郡）**①府民の安心安全（本部長の決意）、②警察官の増員（要求）

●**松尾忠昌（公明党、山科区）**①山科区管内の犯罪件数（パトカーによる巡回強化）、②民医連中央病院問題（診療報酬の不正請求、死亡事故についての警察の考えをたじた。警察当局は、府が立ち入り調査をしておりますもそれを見守っていると答えた。松尾議員はさらに、全国の民医連傘下の病院での事故を意図的にとりあげるとともに、介護報酬の詐欺罪で逮捕された「ライフサポート」を持ち出し、同様の詐欺と述べ、警察の考えを聞いたが、警察当局は、個別の事案により異なると答えた）

●**上田秀男（新政会、北桑田郡・船井郡）**①駐在所家族の報酬基準（引き上げ）、②警察官の活動（学習の強化）

●**近藤永太郎（自民党、西京区）**①信号機設置と自転車・歩行者が信号機に従う指導、②秋の臨時交通規制（嵐山での期間や内容）

●**家元丈夫（自民党、福知山市・天田郡・加佐郡）**①警察力の強化、②刑事希望者が少ない現状の打開、③暴走族取締（条例制定）

●**高屋直志（自民党、北桑田郡・船井郡）**①交通安全施設の事業繰越し（改善を国に要望）、②シートベルト着用の取締（警察官の負担多い）、③園部警察署管内のイベントの警備（大変で、配慮を）、④交通安全協会への財政支援（財源が少ない）

●**熊谷哲（民主・府民連合、右京区）**①嵐山の交通規制（パークアンドライドの駅の指定、周辺状況をよくみて十分な調査を）

●**水口洋（公明党・府民会議）**①児童生徒の安全対策（池田小事件後の対策）、②警察署協議会（導入目的に沿った活動になっているか）、③警察官研修（不適格警察官を極力なくす）

●**稻荷義晴（新政会、亀岡市）**①警察学校での訓練（教える側の力量あるか。柔道・剣道の有段者はいるか）、②交番所設置（亀岡市並河駅周辺に）、③私服警察官への被服貸与（貸与を）

●**明田功（自民党、八幡市）**①警察音楽隊

●**武田祥夫（民主・府民連合）**①聴覚障害者用メール119番設置を（メール110番はできた）、②交番所、駐在所設置（中山間地域に）

## 2002年決算特別委員会府民労働部書面審査（2002, 11, 8）

### 太田勝祐（日本共産党、西京区）

#### **NPOへの業務委託は、安易な府の下請でなく本来の目的を生かす共同を**

2点について伺いたい。1つはNPOの問題だが、この4月から府の事務事業の中でNPOに委託させるということで、3つの事業がモデルケースとしてスタートしたが、どういう基準で委託しているのか。今後の問題も含めて聞きたい。2点目は先日兵庫県で環境NPOの名を使って指定暴力団が脅迫し逮捕されたが、こういう団体に対してどんな形で府として対

応していくのか。この2点について聞きたい。

**【総務課長】** NPO 法人に対する業務委託のモデル事業についてだが、6月の補正予算でNPO 法人の活動を促進するというので600万円の予算を見込んでいただいた。この度、施策コンペや書類審査、プレゼンテーション等々の経過をふまえ、3つの分野の業務委託について行うことが決まった。具体的には、北部・南部地域におけるNPO 活動促進のためのフォーラム説明会の開催、これについてはこれまでからNPO の中間支援団体として活動してきた京都NPO センターに委託をした。またDV 問題に関する啓発事業について、城陽市でこの問題に積極的に取り組んできたアウンジャーというNPO 法人に委託を決めた。さらに、右京区の桂川運動公園の管理運営について、地元の少年野球振興会の方に運動公園の管理運営、利用調整、住民をまきこんだイベント等の開催ということで3分野について委託をして、本年度中にその分野での報告をいただく。どういう基準で委託を実施するのかという質問だが、本年度の場合、まずは府民労働部の所管の分野でモデル的に取り組むということで、今後はモデル事業について来年度からは他の部にも広げて、こういうノウハウを各部にも身に付けてもらい、将来的には全庁的にNPO への委託をすすめていく考えで、基本的にはNPO の方が公共サービスでより専門性・機動性を生かせる分野で委託に取り組んで参りたい。

2点目の兵庫県における暴力団元組員がNPO 活動に関与していた件だが、府の認証の手続き上では、特定警察促進法の平成10年の施行以来、現時点で240を超す法人が認証を受けている。手続き上は法の要件を満たしておれば、法人格を付与するという性格の法律なので、いわゆる書類審査と一定期間の報告を経れば、基本的には認証をすすめていく制度になっている。暴力団の排除については、一応法の12条で認証の基準が規定されており、その中で暴力団でないことがうたわれている。あるいは法の10条で申請の添付書類として暴力団員でない旨の宣誓書の謄本を添付させるという一応の要件は定まっている。ただ今回、兵庫県で起こったような事犯については、認証以前での対応というのは、今のよう書類上の添付がされておればとりあえずチェックしたとなるので、国においてもさらに暴力団を排除するための措置の強化ということで、現在国会の方で法改正を、組織強化ということで具体的には警察当局への意見聴取という形で、そういう情報も認証にあたっていただける、あるいはその後の指導にあたって意見をいただけるというような法改正が検討されている。提出も間近と聞いている。

**【太田】**

それから、NPO の問題については、今後こういう形で全府的に広げていくということだが、NPO は本来の独自の目的・活動があるわけで、お互いに共同して協業していく観点をはっきりさせながら、安易に府の仕事を下請するというにならないように、今後大いに研究していただくことを要望する。

## 連合幹部による政治資金の虚偽報告。関係者は自ら辞職すべき。

次に、連合京都の政治団体、「きょーと連合」の虚偽の政治資金収支報告について伺いたい。「きょーと連合」が99年から2001年の3カ年にわたって、実際受けていない寄付金1874万円を虚偽の記載ということが明らかになった。架空の寄付をして、連合京都の現職の幹部3人をふくむ11名うち10名が、この寄付を申告して所得税の控除を受けていること

が明らかになった。そこで伺いたい、この政治資金規正法にもとづいて収支報告を記載されている人の名前と地労委の任期機関、府の関連役職について聞きたい。2点目に架空寄付を申告して所得税の控除を受ける行為は、政治資金規正法、所得税違反行為の事件と受けとめられる。これについて担当部局の部長としてどう受けとめているのか。また、「きょーと連合」からどんな報告を受けているのかあわせて聞きたい。同じような事件が95年当時新生党であった愛知県選出の大谷議員が所得税不正還付事件で辞職して、裁判で懲役2年6ヶ月、執行猶予5年の判決が行われている。金額は違うが同じような性格だと思うが、あわせて伺いたい。

**【府民労働部長】** まず連合京都の政治団体である「きょーと連合」から選管の方に、政治資金規正法にもとづく収支報告に記載されている寄付者のうち、地方労働委員会の就任状況は、勝本氏は昭和62年9月から平成8年2月まで。檜氏は62年9月から平成12年3月まで。梅本氏は平成3年12月から8年2月まで。東氏は平成6年2月から10年2月まで。松岡氏は平成8年2月から12年3月まで。井上氏は平成8年から13年4月まで。政氏は平成10年3月から10年4月。奥田氏は昭和61年5月から平成3年12月まで。辻氏は平成12年4月から現在までとなっている。次に、所得税法等に違反であるかどうかについては、連合から何か報告があったかということだが、「きょーと連合」の方から、事実解明のための調査委員会をたちあげ、ここで事実解明を行いたいと報告をうけている。愛知の問題は、新聞報道で承知している程度でそれ以上の内容については承知していない。

#### **【太田】**

府の関連役職について答弁がないが？

**【府民労働部長】** 政治資金規正法の報告の中での名前があがっている方では、山田氏は京都府の雇用促進協議会の委員に就任されている。斉城氏は、京都府雇用創出・就業支援計画の政策検討会議の政策立案メンバーになっていただいている。これは府民労働部関係という形。

#### **【太田】**

この問題は非常に悪質な事犯で、単に修正申告したからといって済む問題ではない。今朝の新聞投書でも、「いま大多数の府民は長引く経済不況により大変な毎日を送っているのが現状である。こんなときに労働団体の最高幹部による悪徳行為は絶対に許せない。恥を知れ。そしてすぐ辞職すべきではないか」という投書で、他にもある。私は、公正であるべき地方労働委員、そして働く人たちの権利を守るべき労働組合の幹部が、こういう行為というのは本当に許すことができないと思う。そこでお聞きしたいのは、この中に現職の幹部が3名いる。その現職幹部3名と地方労働委員を現職でやっている方は、本来、自ら職を辞退すべきと思うがそうなっているのか。同時に、府としてどういう方針をもっているのか、あわせて聞きたい。

## **地労委の連合独占は事件の温床。選任権もつ知事は公正に選出すべき**

次に労働委員の問題だが、報酬の問題も後で一緒に答えてほしいが、この間、すべての地労委が連合の役員で占められている。今回の問題は一連合幹部の問題でなく、連合全体の問題として起こっている。歴代の会長、副会長、そして現職の事務局長もかかわっているという状態。私はこういう今の連合の中で、地労委が連合で全部選ばれている。

こういう府と連合との関係がこういう問題を起こしてきている温床となっているのではないかと思う。そこで、地方労働委員の選出の基準についてあらためて聞きたい。

それからもう一つ、今回明らかになったのは3年間の政治資金規正法の報告だが、それ以前にも同様のことがやられているのではないかという疑義もある。今回の問題について、今後、担当部としてどういう解明しようとしているのか、その決意と考え方を聞きたい。

#### 【府民労働部長】

11名の中で現職の地労委の委員は、辻さんが12年4月から現在までとなっている。辞職されるかどうかは、現在、国税当局、司直当局の方が調査されると伺っているし、連合京都でも調査委員会を立ちあげて事実解明をされると聞いているので、京都府としてはその調査結果をふまえ、対応していきたい。地方労働委員会の選任基準だが、委員の任命については、一つは労働組合から推薦を受けた者であること、二つに欠格条項があり、禁固以上の刑に処せられ、また執行の終わるまで、さらにその執行を受けることがなくなるまでの方というのが任命の要件となっている。以上のことについては、いわゆる人事案件として知事の裁量に委ねられており、全体として委員としてふさわしい人を総合的に勘案し、適任者を選任する形になっている。さらに、当面3年間以前の疑いについては、政治資金規正法のこととはとりあえず3年間がいろんな保存期間となっており、この資料等もふくめ連合の方でこれ以前のものも調査委員会で原因究明すると聞いている。こうしたこともふまえ、府として対応していきたい。

#### 【太田】

辻さんという方が現職の地方労働委員ということで、12年130万円、13年130万円と寄附金をされて還付金を受けている。これは連合京都の調査委員会で調査するということだが、架空のこういうことをやって還付を受けた、これはどこからみても、その罪がどうなのかは客観的に判断したらいいが、道義的に明らかに問われているわけで、やはり自ら本人が辞職するのが当然と思う。いま部長の方から調査を待ってからというが、これでは選任者としての責任というのはどうなるのか。この点についてあらためてお聞かせ願いたい。もう一つ、地方労働委員の選任の問題だが、1989年から第32期の委員任命以来7期連続で連合の方が全部地方労働委員をやっている。先ほどの基準からいって、実際今の労働者の組織率からいったら連合が50%、総評が34・7%。国の地方労働委員の選出基準は明らかに通達でいっている。いわゆる労働者の比率によって公正に、地方労働委員は労働組合の推薦で選出していくと。なぜこのようなことになっているのか。その点について再度聞かせていただきたい。

【府民労働部長】 選任者としてどう考えるかということだが、府としてはきちんと実態を把握して対応したい。2点目の地方労働委員会の選任については、欠格条項に該当しない限り、知事として全体の地方労働委員会の役割を果たすにふさわしいかを総合的に判断して、選任を行っている。

#### 【太田】

調査をしてからというが、私は任命権者としてやはり知事の責任が問われていると思う。これは府民から見ても許されないことだし、当然自ら辞任するか、府としてきちっとした対処をするべき。これは本当にまじめに働いている労働者の信頼を労働組合がかちとっていく点からいっても非常に重要だし、公正な地方労働委員会の役割を果たして

いく点でも重要。私はこの点で厳正な対処をしていただきたいと要望したい。それから。地方労働委員の選任の問題だが、今の部長の話ではまったく理由になっていない。欠格条項に違反しなかったら、どうして連合だけずっと 10 何年間も独占するのかと、その理由ははっきりしません。

**【府民労働部長】** あくまで任命権者の知事が委員としてふさわしい人を総合的に勘案して選任してまいりたい。

**【太田】**

地労委は、府民が納得できる選任をすべきだとつよく要求しておく。

## 光永敦彦（日本共産党、左京区）

### 厳しい青年の就職難。雇用創出、職業訓練など具体的な対策を。

3 点について質問し 1 点要望する。第 1 は青年の雇用施策についてだが、中高年の方の雇用情勢も大変厳しいものがあるが、青年の雇用情勢もかなり厳しいのはいうまでもない。例えば京都の商工会議所の調査では、来年の新規採用について府内企業の大半が高校生、短大生の採用がゼロということがいわれていたり、フリーターもこうした中で大変増加し、厚労省の調査では約 200 万のフリーターがいるともいわれている。特にこのフリーターは首都圏や京都をふくむ関西圏で急増していると報道されている。私は 6 月議会で青年の雇用対策について、相談窓口の設置などを求めてきたが、京都府の雇用創出就業支援計画の中間案をみると、総合的な就業支援策の検討ということを青年雇用対策に関わって述べられていると思うが、その支援センターの計画の内容についての検討状況を教えていただきたい。あわせて、今この支援計画のパブリックコメントが 11 月 20 日まで公開されているが、現在のところでの青年雇用に関わってのコメントなどが出せるものがあれば教えていただきたい。

**【府民労働部次長】** 若年者の雇用対策についてだが、若年者の未就労や不安定就労の増大に対して、現在、学校教育における職業意識の形成に加え、インターンシップの取り組みや職業能力開発の推進等にも努めているところ。また、来年 3 月会館予定の「わたしの仕事館」には京都の伝統産業のコーナーも設置され、その積極的な活用をはかるとともに、学卒未就業者やフリーターなど仕事についていない、または不安定な就労状態にある概ね 30 歳未満の若年者を対象とし、労使一体となって幅広い就職情報の提供や職業訓練に関する相談等の機能を有する若年者就業支援センターの設置について、現在策定中の京都府雇用創出就業支援計画の主要施策の 1 つとして検討しているところ。この機能や体制、設置場所などの具体化については、引き続き検討して参りたい。

**【光永】**

パブリックコメントの状況については。

**【府民労働部次長】** 現時点では、若年者の雇用対策についてのご意見をいただいていない。

**【光永】**

青年の雇用問題だが、先ほど職業意識の問題がいわれた。確かに職業意識の問題もあると思うが、しかし、本当にいま就職・就業をすすめていく点では意識問題に解消できない重要な問題がある。現実に働く場が減っている、働きにくいということがある。そこで、本当に

青年が働く場をつくることも大事だし、あわせて職業訓練などやっていくことも必要だと思う。国で新卒未就職者のための職業訓練は少し始まってきていると思うが、ただ、フリーターや新規学卒者で未就職の方については、雇用保険に加入できないということもあり、職業訓練を受けても給付が受けられない問題があり、生活の保障ができない。こういった点の改良も私は必要だと考えるが、法改正ももちろん必要だが、京都府としてこの点について現時点で考えておられることをお聞かせいただきたい。

**【府民労働部次長】** フリーターの方の雇用については、本当にこれからの社会を支える若い方が就職されないということは、今後の社会にとってきわめて重大な問題と考えており、ご指摘の点については現在、重要性に鑑みて検討させていただきたい。

### **【光永】**

青年の雇用問題は検討していただくという力強いお話があった。国の問題で法改正など必要だが、京都府としても本来、職業訓練を受けても暮らしていけないという問題があるので、十分実態に鑑みて対策をしていただきたい。

## **社会的ひきこもりへの早期対応で、社会復帰すすめるイニシアチブを**

第2点は、社会的ひきこもり問題への支援について。青少年の健康センター常任理事の方が、保健所と精神保健福祉センター等を対象にして、ひきこもりの実態調査をされて、2001年1月にとりまとめられている。その報告をみると、京都府の場合1年間でいわゆる社会的ひきこもりについての相談件数が216件あった。年齢分布は21歳から30歳まで、いわゆる20代が45・4%あるとなっている。青少年の健全育成という観点から、この社会的ひきこもりへの対応がどうしても必要だと私は考えるが、府民労働部としてこの問題をどう位置づけておられるのか、また実態調査が必要と考えるが、先ほど述べた健康センターの調査は保健所と精神保健福祉センターのみとなっているので、もう少し幅広くこの問題を調べる必要があると思うが、これについての考えをお聞かせいただきたい。

**【府民労働部長】** ひきこもり対策についてだが、実態把握については先程委員の方からいわれたように、国の外郭団体である社団法人の青少年健康センターの方が全国の保健所と精神保健センターに依頼して、約700を対象に調査を実施し、13年の5月に結果を公表している。相談窓口については、京都府では現在、精神保健福祉総合センターと保健所を中心に行われており、いろいろやっているが、ひきこもりはなかなか実態の状況や原因等が把握しにくい状況にあり、また原因も非常に重複している。これはいわゆる疾病というのがあり、それから社会的要因という形で、ひきこもりの中にひきこもりと社会的ひきこもりとがあり、その対応がきわめてむずかしいこと、また専門性を有するという形になっており、これらについては保健福祉部、教育、警察とも連携を密に取り組んでいく必要がある。そういう横断的な連携として、具体的には保健福祉部、教育委員会、警察、そして私ども青少年課による関係4カ所会議を設け、情報交換や共同研修の実施、共同相談窓口の実施、さらに電話相談カードという小さなカードを設け、これを作成していろんな対応をやっているところ。今後こうした取り組みを積極的に展開することでひきこもり対策に対応したい。

### **【光永】**

社会的ひきこもり問題だが、先程の実態アンケートはごく一部で、全体の実態調査があらためて必要と思うが、府民労働部としては青少年の健全育成という観点から、どう位置づけ

ているのかについて、先程お話がなかったのでお聞かせいただきたい。

**【府民労働部長】** ひきこもり対策だが、非常に重要な問題と考えており、先程も述べたように保健福祉、教育、警察と連携をとりながら、特に社会的ひきこもりが、一般的ひきこもりは病院など医療機関で対応する。とくに学齢の小・中・高校までは学校で対応することになっている。高等学校以上でしかも医療でないひきこもり、いわゆる社会的ひきこもりについては分析を加え、これから対応していきたい。

**【光永】**

ひきこもり問題はもちろん全体として複雑だが、社会的ひきこもりについては重要性も認められたわけで、先程も紹介したように 20 代が 45%位、しかもこの内でひきこもりの継続期間が 6 ヶ月から 3 年という、いわば短い期間での方が 53%位おられるということになっており、20 代の方で、早く対応したら早く社会に復帰できるという条件は逆にいえばあるわけだと思う。そういう意味では部局横断的にやってもらうのだが、やはりこの部分については府民労働部でもしっかり対応していただいて、20 代の方については府民労働部が対象となっていくと思うので、専門家の保健福祉部や教育の分野の意見もまじえてイニシアチブをもってやっていただくことを要望したい。

## 人権啓発に名を借りた同和事業の継続をあらためよう府は指導すべき

3 つ目は人権啓発事業等について。地対財特法がこの 3 月末に失効して、行政が行う同和事業は一応終結した。本府については、奨学金の償還対策事業など、私はまだまだ改善すべき点があると思うが、一応、同和・人権啓発室が組織解消もされて人権啓発室になるなど、一応の形は終結したといわれている。そこで 2 点伺うが、1 つは平成 13 年度の人権啓発事業約 1 億 6500 万円が決算に出されているが、このうち市町村が実施する啓発活動に対する助成が約 4000 万行われている。平成 11 年、12 年を経年的に見ると、11 年は 11 市 28 町 1 村に対してこの啓発事業についての助成がされているが、平成 12 年については 11 市 27 町 1 村で 1 町減っている。これがどこで、なぜ減ったのか中身がわかればお聞きしたい。

もう 1 点は隣保館の運営助成事業だが、これも平成 13 年度は 4 億 4700 万の助成をされている。例えば、法期間が終了したもとの今年度どうなっているかという問題だが、京都市にお聞きすると隣保館は今年度かコミュニティセンターに名称変更し、条例も改正されたと聞いている。ただ、条例による利用方法をみると、かつての同和地域の団体などが優先されるとか区分がされているような事態がある。もちろん今のコミュニティセンターなどの事業は市町村事業だと思うが、本府としても、本年度もふくめて助成しており、こういうことが起こっていることについて対応すべきだと私は考えるが、実態についてつかんでおられるのか。またつかんでおられるのであれば対応について考えをお聞きしたい。

**【人権啓発推進室長】** 市町村における啓発事業についてだが、1 町とは岩滝町。隣保館については、ご承知のように隣保館は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として位置付けられており、公共施設である以上、地域にひらかれた施設として運営されることが重要と認識している。現在、市町村に対してもその趣旨を徹底しているところ。

**【光永】**

まず同和人権啓発の事業などについてだが、コミュニティセンターの運営の趣旨はその通りだと思うが、今後も徹底していただきたい。そこで、人権啓発の事業だが、先程岩滝町と

あったが、もちろん町からの申請という経過があると思うが、その中身についてどういうことがあったのか、これまで同和事業の啓発だけをやってきたが、それがなくなっていったもとの減らしていったのかどうか、わかればお聞かせいただきたい。

いくつかのこういう事業について私も聞いたが、まだ平成14年度以降もこの人権啓発に関わっているやられているが、その中でも「人権教育というのが最も重大なのは同和問題だ」とか、「同和問題をはじめとした人権教育」という従来からいわれてきたようなことが繰り返し公言されているところもある。またあるところでは「人権教育」と称して、公立の保育園で全保護者を対象にして同和問題のビデオを見せるということも出ている。それも「最後の一人まで保護者が来るように」ということで、時間も昼と夜のどちらがいいか聞くというこんなひどい話もある。私は人権啓発に名をかりた事実上の同和の継続ということがあると思う。京都府も人権啓発ということで補助金を出しているわけで、実際の実態をよくつかんで、私は廃止すべきだと思うし、改善を要望しておく。

**【人権啓発推進室長】** 岩滝町の件だが、町からの補助申請がなされなかったもので、その理由については承知していない。

#### **【光永】**

人権啓発などについてだが、岩滝の話はその通りだと思うが、私がいいたいのは、今年度も人権啓発事業がすすんでいる。結局その中身が人権ということで同和が中心にやられている実態がまだまだある。これはご存知だと思う。ですからこれをもう少しつかんで改善しなければいけないし、そこについてしっかり対応していただきたい。

## 高い技術持ちがんばる「内職友の会」などへも支援を

最後に1点要望しておくが、地域内職センター等設置運営事業についてだが、運営費補助として7市町京都市内6団体が実施をされているものに補助されているようだが、私の地元左京区にも内職友の会という団体もあり、お話を伺いますと、高齢の方も大変おられるが高い技術をもってねばりづよくやられている。こういった分野の支援もぜひ努力していただきたい。

## 島田敬子（日本共産党、京都市右京区選出）

### 緊急雇用創出特別基金の前倒し、要件緩和をもとめる

まず、緊急雇用創出特別基金事業について伺いたい。平成13年度において75億円の積立を行ったが、今年度執行予定をふくめ執行状況はどうか。また、この基金は残り2年度での執行となるが、厳しい雇用の現状からみて、前倒しをすることが必要と考えるがどうか。さらに、雇用期間の延長について、せめて6ヶ月を1年に延期していただきたいという要望が現場からも出されていると考える。9月代表質問の答弁で、「雇用期間の延長等、弾力的な運用について要望している。その中で、教育や福祉部門などの事業については、すでに1年間の延長ができることとされている」とのことだったが、現在の協議の状況はどうか。

**【府民労働部次長】** 緊急雇用創出特別基金について、施行の状況はトータル75億円のうち13年度が約2億9400万で、本年の計画が32億3000万。トータルで35億2000万強で、

約 6000 人の実雇用をめざしている。非常に雇用・失業情勢が厳しいことから、前倒しして執行に努めたい。この基金事業は雇用期間が原則として 6 ヶ月未満とされており、人件費比率が 8 割以上、新規に雇入れる失業者の割合が 4 分の 3 以上という要件がある。より地域の実態をふまえた事業の取組みが可能となるよう、これまでも国に対して要件の緩和や対象事業の拡大、弾力的な制度運用についてはたらきかけてきた。過日 3 日付の朝日新聞でも、県のこうした思いが大きく報じられ、国でさらに運用改善がされると期待している。前倒しにともない新たに必要となる額についても追加交付をお願いしたい。

### 【島田】

緊急雇用交付金事業だが、前倒しと基金の拡充にむけて、あるいは要件緩和にむけて、さらに取り組みいただきたい。朝日新聞の掲載によると、人件費に 8 割以上で厳しい、緩和せよ、この点には私は異論がある。失業者の雇用確保であり、これはやはり人件費にすべきで、それでいくと委託事業よりも直接雇用の方が雇用効果があることは明瞭だ。いま市町村も府の事業も直接雇用が教育委員会所管のところだけに限られており、ぜひ改善・拡大かたお願いしたい。事業拡大の内容についてだが、この 2 月に京都自治労連がハローワーク前 12 ヶ所で実施した求職者アンケートによると、6 ヶ月以上仕事に就けない人は 3 割、1 年以上は 11・0%にのぼっている。年齢要件ではすでに 40 代で職種を選択する自由がないという人が 73%という結果だった。これは 2 月の結果で、雇用情勢はさらに悪化しており、もっとひどい状況になっているのではないか。この中で公的な就労機会をのぞむ人が 6 割近くになっていた。今度の基金の活用により、さらに来年の見直しの中でさらに多くの失業者に実質的に仕事がまわるように改善を要望したい。6 ヶ月という期間制限について延長を要望していただくと同時に、現状でも私立幼稚園の事業では最大 2 か月、土木建築部の事業では 20 日間の雇用、西陣織工業組合の事業では 1 ヶ月と本当に短い。雇用期間の延長をお願いしたい。先程、稲荷委員への答弁にあったが、ハローワークでの出口調査をする。せつかくされるのなら、緊急雇用交付金事業についてもどういった仕事をつくったらいいか等、府民の生の声を調査していただきたい。建設業で失業者が多いとの話があった。住宅改修助成制度が京田辺市や網野町で事業効果が 20 倍以上ということは、雇用効果も抜群だと私は考える。1 億円の補助金で 20 億ですから、財政当局としても対費用効果は抜群と思うので、アクションプランの検討の中で前向きに検討をお願いしたい。

【府民労働部次長】 基金については非常に厳しい中で雇用の下支えを行うということで、委託事業の選択によって短期間の雇用もあり、正規の雇用につく上で必要なものは現行の 6 ヶ月原則で例外 1 年を超えて正規の雇用につながるようなものには活用していくといったことも求められている。量的拡大と質的な運用措置に府庁あげて知恵を出してやっていきたい。

## わずか 6%の利用状況の離職者支援資金、周知徹底をもとめる

次に、失業者へのセーフティネット対策の重要な柱に位置付けている、離職者支援資金についてだが、社協に委託して行っている事業だが、失業者への支援という点で府民労働部の見解を伺う。第 1 に、原資が 20 億円用意されていたと思うが、事業開始の 3 月から現在まで、貸付は 116 件、1 億 2264 万円、わずかに 6%という利用状況だ。厳しい雇用状況の中で、保証人の確保が難しいことなど申請を断念される人も多く、要件緩和が求められている。また、制度の利用状況をみると京都市内が 7 割を占め、府下市町村での利用が少ない。制度

の周知徹底を図る必要があるが、保健福祉部と協力して周知徹底をはかる必要がある。府民労働部としての努力を求めるがどうか。

第2に、本府と労働金庫の協調融資事業である福祉対策資金貸付金について、預託金が平成11年度15億8000万円あったものが、今年度は6億円で減額されている。12年度の利用率は15・4%ときわめて悪い。より多くの人に利用していただけるよう制度の周知徹底が必要と考えるが、府民労働部、労金側両方で改善が求められるがどうか。

**【労政課長】** 離職者支援資金だが、周知徹底、改善要望をとのことだが、所管が保健福祉部であり答弁は差し控えたい。

**【島田】**

雇用・失業対策は全庁的課題で、仕事起こしはもちろん、雇用保障という観点でも府民労働部としてきちんと把握をしておくべき問題だ。保健福祉部からも現場からも話を聞いて、国へ改善かた要望をお願いしたい。

## 男女平等条例の制定と、苦情処理、救済機関の設置をもとめる

次に、男女平等条例についてお聞きしたい。9月議会の代表質問で、明記すべき内容については申上げた。答弁で、「個々の論点」は中間報告を待つべきといわれたが、中間報告発表の目途はどうなっているのか。中間報告後に幅広い府民にきくということだったが、この際、専門家会議については、「自由な意見交換ができない」との理由で公開されていないが、是非公開を求めたい。この条例が制定されて本当に職場で憲法が生かされ、男女の人権が保障される、本来的な男女平等の社会、職場ができるのかといった期待と意見が出ている。私は先日、ある女性のお話を伺ったが、同じ価値の労働をしているのに、賃金差別が長い間あって、この方は突然、解雇をいわれる経験をされた。こうした男女の差別的な賃金、労働条件が未だに解決されていないが、条例をつくることによって、こうした問題が解決するのか、実効あるものになるのかどうかお聞かせ願いたい。

**【府民労働部長】** 男女共同参画社会実現の条例制定にむけたスケジュールだが、現在、女性政策推進専門家会議での検討が大詰めの段階。中間報告がまとまった段階で、府議会や府民の意見を伺い、修正等を行い、府民の多くがご理解・納得できるような条例にしていきたい。専門家会議の情報公開については、委員会の方で、府の方針にそった形で判断される。企業における男女の差別賃金等については、男女共同参画法律の中でも、事業者についてそういったことがないようにとなっている。この法律の趣旨もふまえ、条例でどこまで事業者の役割が盛りこめるか、これも中間報告をふまえ条例制定にむけて検討したい。

**【島田】**

男女平等条例だが、名称について平等という発言もあったが、「男女共同参画実現条例(仮称)」といつの間にか仮称が決まっていて、議論の過程が公開されていないため、いったいどういう議論がされたのかまったく不透明だ。いずれにしても、公的な審議会なのだから公開する、さらに一方的な意見徴収でなく双方向で議論をしていくことが、よりよいものにしていく上で重要。委員のみなさまにも趣旨を伝え善処していただきたい。実効性をあげるために、苦情処理機関、救済機関の設置が重要だ。これは9月代表質問で私どもから提案させていただいたが、府民にとって敷居が低く窓口の広い、申し出者の立場に立った受付部門、そしてこの受付相談について処理するところは公正中立の立場で調査を行って処理をする、

こういう 2 階建ての機関が必要である。また処理部門は京都府の行政の施策についてもきちんと資料を提出、説明を求めて、助言・提言・勧告を行うことができるようにすべき。あらためてこうした苦情処理・相談機関の問題は、これまでも議論がされており、あけぼのフェスティバルの中でも発言があったので、もう少しどういふ議論の状況かをお聞かせ願いたい。

**【府民労働部長】** 苦情処理機関は法律の中で国の方も苦情処理機関を設けるとなっており、この法律の中で地方公共団体でも国の施策に殉じた施策をとれとなっているので、趣旨もふまえ、また専門家会議の議論もふまえすすめたい。

## 三木一弘（日本共産党、上京区）

### 障害者雇用率未達成の大企業は、公表、入札条件から外すなど指導をつよめよ

障害者雇用についてだが、法定雇用率が 1・8% に引上げられ、対象企業も 63 人以上から 56 人以上に拡大された。本府の達成率をみると平成 13 年度で 1・57%。1・8% 適用される府内企業が 1178 社と聞かすが、それでは達成をしていない企業数はどれだけあるのか。特に大企業などで未達成率が多いと思うが、その辺を明らかにしていただきたい。もう 1 つは、こうした障害者の企業への訪問件数が出されている。これは事務事業評価調査だが、平成 12 年度には 740 件訪問されている。そして達成率が 1・61% だった。ところが平成 13 年度になると、訪問件数が 557 件に減っている。そして達成率が 1・57% と減っている。なぜこれだけ障害者の雇用問題がやかましくいわれながら、事業者の訪問件数が減ったのか。その原因について明らかにしてもらいたい。

**【府民労働部次長】** 法定雇用率を達成していない企業数は、全体の対象が 1178 社のうち未達成が 52・5% で 618 社。訪問件数が減っているのではないかとのご指摘だが、結局、訪問しはたらきかけてご理解いただけるのは、その活動によって減ってきている。難しい、訪ねると 1 社あたり時間をとられる企業が増えていることから、結果として訪問件数が減っている。

#### **【三木】**

先ほど、いろいろ難しくなってきたから訪問件数が少なくなってきたんだと、こういう理解をしていいのか。難しいのは当然だと思う。これだけ厳しくなってきたりストラがあり、失業者が出ているのだから。しかしこれをこじ開けてもらうためにも訪問件数を増やしてもらわなくてはならない。だから私が考えたのは、訪問件数が少なくなっているのはそれだけの人員配置がされていないのではないかと。訪問をする職員を増やすことが必要なのではないかと思うのであえて聞いた。やはり障害者の雇用を増やしていこうと思えば、そういう開拓の企業をもっと増やしていく。訪問件数を増やすことは当然のことだと思う。これについてぜひ再度答弁を願いたい。障害者を雇用したところにはいろいろ表彰されている。同時に、障害者を雇用しないところにはペナルティをしっかりとつけることが大事だ。これは何回も言っているが、例えば 618 社のうちの特に大企業でいったいどこが法定に達してしていないか、これの氏名を公表することが大事だと思う。同時に京都府の公共事業への入札参加の資格条件に達成していることとしっかり入れて、障害者雇用に力を注ぐことが大事だと思うが、その点のお考えを伺いたい。

**【府民労働部次長】** 訪問件数だが、達成できる企業は増えてきている一方で、達成できないところについて訪問し、話をさせていただく時間が長くかかっているということで、結果として件数も減だということ。府の厳しい財政状況の中で簡単に人を増やすということにはならないが、やはり障害者の雇用率をアップするためにいろいろな知恵を出しながら、全力をあげて関係機関とともにがんばりたい。ペナルティの問題だが、これについては法的に未達成企業に対する指導権限が国にあり、私どもも障害者の雇用を増やすためには、未達成の企業に対する指導をもっと強めていただかないといけな思っており、国に対し、法定雇用率の未達成企業の公表をふくむ指導強化を文書で要望している。入札に当たり、障害者の雇用率を達成していることというのを条件に入れるべきとのご意見だが、今年度から土木建築部の関係の入札にあたっては、これを入れていただいた。ひき続き関係部の理解をいただくよう努力したい。

**【三木】**

ぜひ国にも強く要望し、障害者雇用にがんばってもらおうようつよく要望したい。

## 障害者高等専門学校の教科、施設の改善について

次に高等技術専門学校だが、城陽の障害者高等専門学校にしばって伺いたい。この中では3科目、縫製科、紙器製造科、OA事務科の3つの科があり、それぞれ10人ずつ定員が募集されている。応募者がこの報告書によると39人で入校者が25人となっている。実際に30人の定員に対してまだ5名の余裕があったが、なぜそれが埋められなかったのか。同時に25人のうち修了者が23人おられる。しかもこの就業者数が14人という報告がされている。この就業された14人は3つの科の中でそれぞれ何人ずつが就業されたのか明らかにしていただきたい。

**【能力開発課長】** 城陽障害者校の入校、修了状況についてだが、13年度は委員もいわれたように定員30名のところ25名という状況で、さらに修了者は23名で、修了率で92%。この方たちの求人状況、就職は14名で、就業率自体は70%と若干低いのは事実。これを内訳でみると、縫製では就業率は100%だが、紙器製造では77・8%、OA事務科では42・9%。OA事務科の方たちは知的障害をもった方たちで、結果的にはこういう数字になっている。数字が低いのはなぜかという点については、まだ若干把握していない状況があり、十分これから把握し、今後の城陽校の就業率の向上に努めたい。

**【三木】**

質問と答弁がかみあっていない。就職された14人の科ごとの内訳を教えてください。

**【能力開発課長】** それぞれの科ごとだが、縫製科が4名、紙器製造が7名、OA事務科が3名。

**【三木】**

聞くところによると、縫製科は100%卒業されながら就職は4人だけという。紙器製造科は10人中7人なので率がいいが、こうした障害者の方のニーズにあった科目ももう一度選定してもらうことが大事ではないか。同時に39人の応募がありながら、25人しか入学ができなかった。この中には自己都合で自ら辞退された方がいるのではないか。例えば交通機関の問題や、学校自体がバリアフリー化されていないとか、そういう条件があったのではないかと思うが、その辺の具体的な内容について明らかにしてほしい。

**【能力開発課長】** 城陽校には3科あるが、縫製と紙器製造については知的障害者の方ということで、基本的には入寮・全寮制ということで採用しており、先ほど委員がいわれたような採用面でのハンディはない。OAの方は身体障害者の方で、そういう点もあるかと思う。またその点いろいろ調べ、できるだけ多くの方に入っただき、就業に慣れていくよう努力したい。

**●他会派の質問の概要をご紹介します。**

**酒井国生（自民党、亀岡市）**

①雇用の実態と見直しはどうか。②京都テルサ、コミュニティ嵯峨野の運営・経営状況はどうか。③シルバー人材センターの運営状況はどうか。

**近藤永太郎（自民党、京都市西京区）**

国の少子化対策プラス1をうけ、府でも仕事と子育ての両立をはかるためどんな施策を推進するのか。子育て世代の専業主婦をどう認識しているか。

**田中卓爾（民主・府連、京都市上京区）**

①雇用のセーフティネットをどうするか。②男女共同参画に関し企業にどう指導するか。③自転車事故への対策はどうか。

**水口洋（公明・府民、京都市中京区）**

男女共同参画をすすめる法的拘束力となる条例制定が必要と考えるがどうか。

**【答弁】** 専門家会議で議論している。心して取り組みたい。

**稲荷義晴（新政会、亀岡市）**

①労働者の福祉対策資金の貸出実行状況や延滞状況はどうか。労働者賃金対策資金はどんな性格の資金か。②中高年齢失業者等職場適用訓練事業の講座受講者の再就職状況は。③府独自の労働力調査を考えているか。

**高屋直志（自民党、北桑田郡、船井郡）**

□職業訓練支援事業について。□障害者の就労対策。□国民文化祭の開催について、展望は。

**【答弁】** □母子家庭の母や中国からの帰国子女、障害者など49名の訓練手当、入校支度金を15名に支給。□城陽の障害者職業訓練校、アドバイザー事業、就職面接会、障害者雇用促進協会への助成をおこなっている。□京都市のスタンスの問題、諸団体のとりくみ、金の問題があるが、文化振興プランのなかで検討する。

**西田昌司（自民党、京都市南区）**

男女共同参画条例というが、根本は健全な家庭を作ることが一番大事。青少犯罪も家庭に問題があり、携帯電話の野放しなど、家庭は資本の論理で崩壊している。府の施策も専業主婦を否定するような政策誘導が多い。こうした問題をふまえない条例を作るのは、どうか。

**【答弁】** ご指摘の通りだが、男女共同参画基本法でもそうした理念はうたわれている。

## 明田功（自民党、八幡市）

事務事業のNPO委託について。

**【答弁】** 15団体から企画提案があり、プロポーザルで審査。DV、桂川公園の管理をしてもらっている。これをモデルに全府的に広げたい。

## 武田祥夫（民主・府連、京都市北区）

□派遣労働者は同一労働でも賃金が違うなど問題が大きい、府内の企業数、社員数は。□雇用アクションプランでの障害者雇用の促進は。

**【答弁】** □10月1日で195企業、12000人余。□障害者就職支援センターを設置、農業・畜産・まちづくりなども含めて幅広い参加を検討。

## 杉谷孝夫（公明・府民、京都市北区）

□京の文化振興プランだが、かつてから方針ははっきりしているのに、その方針との整合性はどうか。検討ばかり重ねのんびりやるような問題か。できるところから着手すべき。□NPOを看板に、隠れて営利活動する団体への指導は。

**【答弁】** □改めて論議すると、新たに検討するべき課題も多いのが実情。□法自体の枠組みが官の監督指導をできる限り排除したものとなっている中、情報公開、市民監視を強める方向で対応。明確な法令違反は取り締まるが、難しい問題もある。

## 熊谷哲（民主・府連、京都市右京区）

□テルサのCO2排出削減の努力について。□パート、派遣労働についての基本的考えは。府としては正規労働者を増やそうという考えなのか。□青年会館廃止後の対応は。

**【答弁】** □ガスコージェネレーションシステム導入で、CO2は約400トン削減の効果。9%。□パートも20%になっている。多様な労働形態をふまえ行政も対応したい。□青少年対策はテルサに移してやる。交通などの利便も向上。

# 決算特別委員会人事委員会書面審査（2002年11月11日）

## 三木一弘（日本共産党、京都市上京区）

### 府職員採用における国籍条項の撤廃について

国際化が言われ、また、大阪府をはじめ国籍条項をはずした府県が増えてきている。本府でも45の職種のうち28で撤廃されているが、現在、外国籍の職員がどの職種に何人おられるか。一般事務などにさらに拡大する考えはないか。

**【事務局長】** 45の職種のうち28で撤廃している。今は外国籍の人は、医師5人、看護師・准看護師で10人。拡大についてだが、他府県でも職やポストを限定している。一般職はゼネラリスト養成をめざしており、問題が多い。勤務意欲を阻害しないようにしたい。いま拡大の方向にはない。

#### **【三木】**

流れとしては拡大の方向であり、前向きの検討を要望する。

●他会派の質問

西田昌司（自民党、京都南区）

①職員給与と人事委員会勧告（勧告の1.95%引き下げは当然だが、民間はもっとひどい。しかも勧告は大きな企業との格差で出されており、中小企業の実態は反映されていない。どう考えるか）

【人事委員会委員長】 民間の実態は知っているが、いまの制度はガンジガラミで、この仕組みを変えなければ、指摘されたようなことはできない。

## 決算特別委員会監査委員書面審査（2002年11月11日）

●他会派の質問

家元丈夫（自民党、福知山市・天田郡・加佐郡）

①外部監査（これまで監査委員をしたことがあるが、外部監査は通常の監査と重複する。特定分野でやっているが、監査委員よりも外部監査が重視されている感じだ。どう考えているか）

【道林監査委員】 外部監査は特定の分野を深くみる、人間ドックのようなもので、通常の監査は全般的なホームドクターのようなもの。互いに監査の機能を高める。あるべき監査制度の確立に向けて努力したい。